

広報わっさお お知らせ版

2022.11.18 発行
NO.333

編集 総務課情報管理係 (TEL32-2421)
※お知らせ版は全ての人を読みやすいユニバーサルデザイン
フォントを使用しています

11/24
(木)

日本縦断湯めぐり紀行

11月から、入浴剤を使った『日本縦断湯めぐり紀行』を行っており、
11月24日(木)は、「十和田湖温泉郷(青森)」です。
ぜひ保養センターをご利用ください。

●日時 11月24日(木)
午後3時30分～午後9時00分



■住民課環境衛生係 (Tel32-2422)

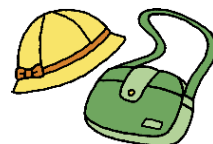
12/1
(木)~

令和5年度和寒町保育所 入所申し込み

12月1日(木)より入所申し込みを開始しますので、期間内に関係書類を添えて保健福祉課または
保育所へお申し込みください。

【入所申込受付】

- 入所できる乳幼児：生後8ヶ月～
- 入所基準：次のいずれかに該当することにより、保育を必要とする場合
 - ①就労 ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障がい ④同居親族の介護・看護
 - ⑤災害復旧 ⑥求職活動中 ⑦就学(職業訓練を含む)
 - ⑧町長が①～⑦に類する状態と認める場合
- 申し込み期間：12月1日(木)～12月12月(月)
- 書類配布及び提出先：保健福祉センターまたは保育所



※新規で入所される方は、個別に詳しい説明をさせていただきますので、保育所までお問い合わせ
ください。

■保健福祉課福祉係 (Tel32-2000)
保育所 (Tel32-2242)

12/5
(月)

特設人権相談所開設

いじめや差別、虐待、パワハラなどの人権問題について、3名の人権擁護委員がご相談に応じますので、困ったことがあればお気軽にご利用ください。

- 相談実施日時：12月5日(月)午前10時から午後3時まで
- 相談場所：保健福祉センター1階「相談室」
- 相談員(人権擁護委員)
安孫子敏己さん・打田幸江さん・藤村美穂さん
※当日は、行政相談委員と合同で開催します。

相談無料
秘密厳守

人権擁護委員は法務大臣の委嘱を受けた、地域の皆さんの身近で気軽な
相談相手です。

■保健福祉課福祉係 (Tel32-2000)

マイナンバーカードの申請はお済みですか？

マイナポイント第2弾の対象となる、マイナンバーカードの申請締め切りは、令和4年12月末までです。期限を過ぎてからの申請は、最大2万円相当のマイナポイント付与の対象にはなりませんので、お早めに申請ください。

新たな申請方法が始まりました！



マイナカードの申請方法は、これまで ①郵送による申請 ②スマホからの申請 ③役場での申請の3つありましたが、あらたにケータイショップでの申請もできるようになりました。全国のドコモショップ、auショップ、UQスポット、ソフトバンクショップ、ワイモバイルショップの店舗で、携帯電話の契約先を問わず無料で申請できます。

申請書が手元に無く、平日に役場に来ることが難しい方は、ぜひご活用ください。

- ・スマホを持っていなくても申請できます
- ・手ぶらでOK！（QRコード付き交付申請書があると、より早くカードが出来上がります）

QRコード付のマイナンバーカード交付申請書を11月中旬～12月上旬に順次郵送しています！



役場住民課お客さま窓口でも申請書の発行を行っています！

マイナポイントをもらえるキャッシュレス決済サービス

町内の電子マネー

・セイコーマート『Pecoma』 ・セブンイレブン『nanaco』

町外の電子マネー

・『WAON』 ・『maj!ca』 ・『トライアルプリペイドカード』 ・『RARAプリカ』 など

その他

・QRコード決済（○○Pay等） ・クレジットカード（事前登録が必要な場合があります）



お持ちのスマホ（読取機能搭載）・PCからも登録できます！

役場で登録される場合は、マイナンバーカード・4桁の数字の暗証番号・キャッシュレス決済サービスのカードまたはアプリ・口座のわかるもの（公金受取口座の登録をする場合）を持ってお越しください！



※窓口が混み合う場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

■住民課お客さま窓口係（Tel.32-2422・2500）

日本年金機構旭川年金事務所の電話番号変更

11月7日から、旭川年金事務所の電話番号が変更になりました。

日本年金機構 旭川年金事務所

【代表電話】0166-25-5606 ※自動音声案内

【受付時間】午前8時30分～午後5時15分（土日祝日、年末年始を除く）

※年金相談は以下の時間も行っていきます。

（週初の開所日）午後5時15分～午後7時

（第2土曜日）午前9時30分～午後4時



《来訪相談の予約》

年金相談及び年金請求等の手続きは、事前のご予約をお願いします。

【予約受付専用電話】 0570-05-4890（ナビダイヤル）

【受付時間】月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日、年末年始を除く）

■住民課お客さま窓口係（Tel.32-2422・2500）

会計年度任用職員（事務員）募集

和寒町では、会計年度任用職員を募集します。
採用を希望される方は、期限までに応募してください。

区 分	応 募 要 領
1. 募集人数	事務員（役場） 1名
2. 応募資格	地方公務員法第16条に該当しない方
3. 雇用期間	12月1日(木)～令和5年3月31日(金) ※年度更新はありません。
4. 勤務時間	平日の午前8時30分～午後4時30分（うち休憩1時間）
5. 報 酬	日給 6,440円～ ※経験年数に応じて決定します。
6. 保障制度	社会保険、雇用保険、非常勤公務災害補償
7. 業務内容	・パソコンを用いた事務処理業務 ・書類整理など
8. 応募方法	総務課庶務係でお渡しする「和寒町会計年度任用職員任用申請書」に、3ヶ月以内に撮った写真を貼付し提出してください。
9. 選考方法	書類選考及び面接とします。 (面接の日時、場所は直接本人に連絡させていただきます。)
10. 応募期限	11月28日(月)まで
11. 応 募 先	〒098-0192 上川郡和寒町字西町120番地 和寒町役場総務課庶務係 まで

■詳しくは総務課庶務係まで（Tel.32-2421）

令和5年度 中小企業経営基盤強化促進事業補助金

中小企業者の皆さまを対象に、令和5年度に事業を予定している方から事業計画書の提出を受け付けます。

●補助対象事業

①新分野開拓支援事業

中小企業者が行う新分野開拓（日本標準産業分類の大分類を超える業種に進出する場合をいう。）に伴う建物等への投資にかかる経費が200万円以上の事業とし、対象経費の3分の1以内で、1,000万円を上限とする。

②経営基盤強化促進事業

中小企業者が行う既存事業の経営基盤を強化するために必要な建物等への投資にかかる経費が20万円以上の事業とし、対象経費の2分の1以内で、100万円を上限とする。

●対象要件

- ・中小企業基本法第2条第1項各号及び第5項に定めるもの（小規模企業者を含む）
- ・中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項各号に定めるもの（協同組合等）
- ・和寒町商工会の会員、又は会員となることが見込まれる者
- ・町税等を完納していること。

●受付窓口

和寒町商工会（Tel.32-2341）

●受付期限

11月30日（水）まで

※期限内に申請が難しい場合はご相談ください。

■産業振興課商工観光労政係（Tel.32-2423）